

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口構造については、国全体の人口が減少局面となる中、自然減及び社会減による人口減少が続いている。特に生産年齢人口は令和2年国勢調査時点で14,325人となっており、10年前（平成22年）の調査と比較し25.1%減と著しく減少している状況にあり、今後も同様の傾向が続くものと想定される（表1）。

本市の産業構造は、一次産業の農業、二次産業の製造業・建設業、そして三次産業の卸小売業・宿泊業と、多様な業種が発達しており（表4）、各業種を構成する単位事業所は、ほぼ全てが中小企業者と位置付けられる規模の事業所となっている。

対外的収益力が強い農業、製造業、観光業に着目すると、製造品出荷額は近年、増加傾向（表2）にあるが、農業産出額及び観光客数は減少傾向（表2、表3）にある。

また、産業別就業状況については、直近10年間で一部の産業分野を除いて軒並み就業者の著しい減少（表4）がみられ、人手不足の状況が顕著となっている。実際、令和7年3月末現在でのハローワーク鹿角管内の有効求人倍率は1.32倍となっており、平成27年5月に1.0倍を超えて以降継続して1.0倍を上回り、人手不足が原因と思われる現象も見られる。また、機械部品等製造業の一部では、人手不足が受注機会の喪失に繋がっているとの声も出されている。

これまでも市では、独自の助成金制度により、市内立地事業所の設備等の高度化を推進してきたところであるが、将来のさらなる人手不足の進行も視野に入れ、市内事業所の速やかな設備更新のほか、DXによる業務改善等を促していく必要がある。

表1 本市人口の推移（資料：国勢調査）

単位：人

区 分	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
人口	34,473	32,038 (△2,435)	29,088 (△2,950)
うち生産年齢人口	19,123	16,752 (△2,371)	14,325 (△2,427)

※（ ）は、前回調査と比較した増減

表2 本市農業産出額及び製造品出荷額の推移（資料：東北農政局秋田地域センター調査・工業統計ほか）

単位：百万円

区 分	平成24年 (2012年)	平成29年 (2017年)	令和4年 (2022年)
農業産出額(農業・畜産)	8,310※1	9,340※2	8,690※2
製造品出荷額※3	22,316	22,077	26,779

※1 市町村ごとの集計が廃止されていたため市町村独自集計

※2 農林水産省 市町村別農業産出額（推計）

※3 従業者4人以上の事業所（資料：産業活力課）

表3 本市観光客数の推移（資料：産業活力課）

単位：千人

区 分	平成25年 (2013年)	平成30年 (2018年)	令和5年 (2023年)
観光客数	1,813	1,780	1,765

表 4 本市産業分類別就業者数の推移（資料：国勢調査）

単位：人

産業分類区分		平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	参考：R2 /H22 年比	備考
総 数		16,238	15,637	14,371	88.5%	
第 1 次産業		2,208	2,035	1,776	80.4%	
	A 農業、林業	2,206	2,034	1,776	80.5%	
	B 漁業	2	1	0	0%	
第 2 次産業		4,387	4,250	3,840	87.5%	
	C 鉱業、採石業、砂利採取業	25	14	7	28.0%	
	D 建設業	1,913	1,923	1,666	87.1%	
	E 製造業	2,449	2,313	2,167	88.5%	
第 3 次産業		9,563	9,295	8,718	91.2%	
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	92	78	86	93.5%	
	G 情報通信業	57	49	51	89.5%	
	H 運輸業、郵便業	642	589	535	83.3%	
	I 卸売業、小売業	2,240	2,060	1,807	80.7%	
	J 金融業、保険業	283	265	213	75.3%	
	K 不動産業、物品賃貸業	80	64	80	100.0%	
	L 学術研究、専門・技術サービス業	179	175	186	103.9%	
	M 宿泊業、飲食サービス業	1,263	927	790	62.5%	
	N 生活関連サービス業、娯楽業	621	535	463	74.6%	
	O 教育、学習支援業	431	453	411	95.4%	
	P 医療、福祉	2,066	2,371	2,416	116.9%	
	Q 複合サービス事業	221	288	240	108.6%	
	R サービス業（他に分類されないもの）	817	849	852	104.3%	
	S 公務（他に分類されるものを除く）	571	592	588	103.0%	
分類不能の産業		80	57	37	46.2%	

（2）目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、一層進行すると予想される生産年齢人口の減少も見据え、市内中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者の抜本的な生産効率の向上と生産性の維持・向上を図ることを目指す。

上記を実現するため、計画期間中 10 件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、卸小売業、宿泊業等多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、町村合併以前の旧 4 か町村において特徴的に発達したこともあり、市内の平野部や山間部など地勢を問わず広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、市内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、卸小売業、宿泊業等多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多様である。したがって、本計画においては労働生産性の年率 3 %以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 7 年 7 月 1 2 日 ～ 令和 9 年 7 月 1 1 日の 2 年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

次のいずれかに該当する先端設備等導入計画は、認定の対象としない。

(1) 単に人員削減を目的とする先端設備等導入計画

(2) 市税に滞納のある者が提出する先端設備等導入計画

(3) 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められる者が提出する先端設備等導入計画